

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

令和3年（2021年）7月

豊中市福祉部長寿社会政策課

目次

- 1. 福祉用具導入までの考え方・・・・・・・・・・ 2
- 2. 協議書が必要な福祉用具・・・・・・・・・・ 2
- 3. 協議書に関する注意事項・・・・・・・・・・ 2
- 4. 地域包括支援センターから委託を受けている場合の
取り扱いについて・・・・・・・・・・ 3
- 5. 福祉用具が必要となる主な事例・・・・・・・・ 3
- 6. 協議書の提出が必要かどうかの判断方法・・・・ 4
- 7. 協議書の提出が必要となる主な事例・・・・・・・・ 5

(提出・問い合わせ先)

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階

TEL: 06-6858-2868 FAX: 06-6858-3146

E-mail: chouju@city.toyonaka.osaka.jp

4. 地域包括支援センターから委託を受けている場合の取り扱いについて

- ・協議書を提出する前に、委託元の地域包括支援センターへ情報提供(利用者名・貸与種目・利用開始日・貸与が必要な理由等)を行ってください。(電話でも可)
- ・提出いただいた控えに受理印を押しますので、委託元である地域包括支援センターに提出してください。

5. 福祉用具が必要となる主な事例

事例類型	必要となる福祉用具	参考内容(概略)
Ⅰ 状態の変化 (日内変動)	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象(ON・OFF 現象)が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト	重度の関節リュウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅱ 急性憎悪 (急速な悪化)	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
Ⅲ 医師禁忌 (症状の重篤化回避)	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

平成19年3月14日 地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料(厚生労働省)より

6. 協議書の提出が必要かどうかの判断方法

対象外種目	利用者等告示第三十一号のイ	利用者等告示第三十一号のイに該当する基本調査の結果	協議書提出の必要・不要
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」	→ 不要
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		→ 必要
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」	→ 不要
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」	→ 不要
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換機	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」	→ 不要
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外	} いずれにも該当している場合のみ不要
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」	} いずれにも該当している場合のみ不要

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス・居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号 第2の9(2)）

・指定介護予防サービスに要する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 別紙 1 第 2 の 11 【10】(2)）より

7. 協議書の提出が必要となる主な事例

①福祉用具貸与が必要な理由が変更になった場合	<p>貸与の理由 A → 貸与の理由 B</p>
②ケアプラン作成担当者が、居宅介護支援事業所 A から居宅介護支援事業所 B に変更になった場合	<p>居宅介護支援事業所 A → 居宅介護支援事業所 B</p>
③地域包括支援センターの委託先が、居宅介護支援事業所 A から介護支援事業所 B へ変更になった場合	<p>X地域包括支援センター → X地域包括支援センター</p> <p>居宅介護支援事業所 A → 居宅介護支援事業所 B</p>
④豊中市内での引越しにより、地域包括支援センターA から地域包括支援センターB に変更になった場合	<p>地域包括支援センターA → 地域包括支援センターB</p>
⑤要支援から要介護1もしくは、要介護1から要支援に区分変更となった場合	<p>要支援1, 2 ↔ 要介護1</p>
⑥過去に福祉用具貸与を中止した人が、再度利用する場合	<p>福祉用具貸与中止 → 福祉用具貸与再度利用</p>
⑦同一の福祉用具を複数台利用する場合 (この事例の場合は、事前にご相談ください)	<p>1台 → 2台</p> <p>車いす → 車いす, 車いす</p>
⑧要介護度が軽度から重度になったが、再び軽度に戻った場合	<p>要支援1, 2 / 要介護1 → 要介護2~5</p>
⑨利用者が他市から転入した場合	<p>A市 → 豊中市</p>

様式のダウンロード方法

当市ホームページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」⇒「介護保険」⇒「介護保険(事業者向け)」
 ⇒「事業者向け書式ダウンロードサービス」⇒「福祉用具貸与に関する協議書関連の書式」